



®

令和2年
(2020年) 5月1日(金)

No. 15163 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所特別部》

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「美容器」事件－特許法102条1項に基づく損害額の算定方法及び考慮要素
について判断した事例) [上](全2回)

－知財高判(大合議)平成31年(ネ)第10003号、令和2年2月28日判決言渡(高部裁判長)－
(原審・大阪地判平成30年11月29日・平成28年(ワ)第5345号)

【本知財高裁大合議「美容器」事件判決の要旨～<特許法102条1項>について】

<特許法102条1項の条文>「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大白
井田 塚江 森 本 山 中
幸一 克久 裕 博 祐 祐
建弘 貴則 司之 登子 三
相談役 弁護士 浅井 望 畑 浅北 水 菊
村上月 中野 川野 間
皓一次之郎 亮 宣 史
弁護士 山下 平 弓 田 原 岡
口村 山 剛 統 野
康克 啓 麻 亮 光
明彦 子 理 誠 太 勇

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴 男

弁護士 松川 直 樹

弁護士 和田 研 史